

第3期

立科町農業振興ビジョン

平成26年 2月策定

令和 2年10月変更

令和 8年 3月変更

立科町農業振興ビジョン 目次

第1章	ビジョンの策定にあたって	
1	ビジョン策定の経緯	2
2	ビジョンの位置付けと計画期間	3
3	ビジョン策定における基本的視点	4
4	町民の参画と協働による計画の推進	4
第2章	立科町農業・農村の現状と課題	
1	立科町の人口と農家数	6
2	立科町の農業と農地	8
第3章	ビジョンの方向性	
1	立科町農業・農村の目指すべき姿	11
2	基本目標・基本方針	12
第4章	4年間で実施する計画の推進に向けて	
1	計画の推進について	13
2	基本方針に関する具体的施策	13

第1章 ビジョンの策定にあたって

1 ビジョン策定の経緯

(1) ビジョン策定の趣旨

立科町の農業及び農村は、豊かな自然環境のもと、農畜産物の生産と安定供給、生産活動を通じたふるさとの原風景の保全など、多様な役割を發揮し、町民や地域を訪れる人へ活力とやすらぎを提供してきました。

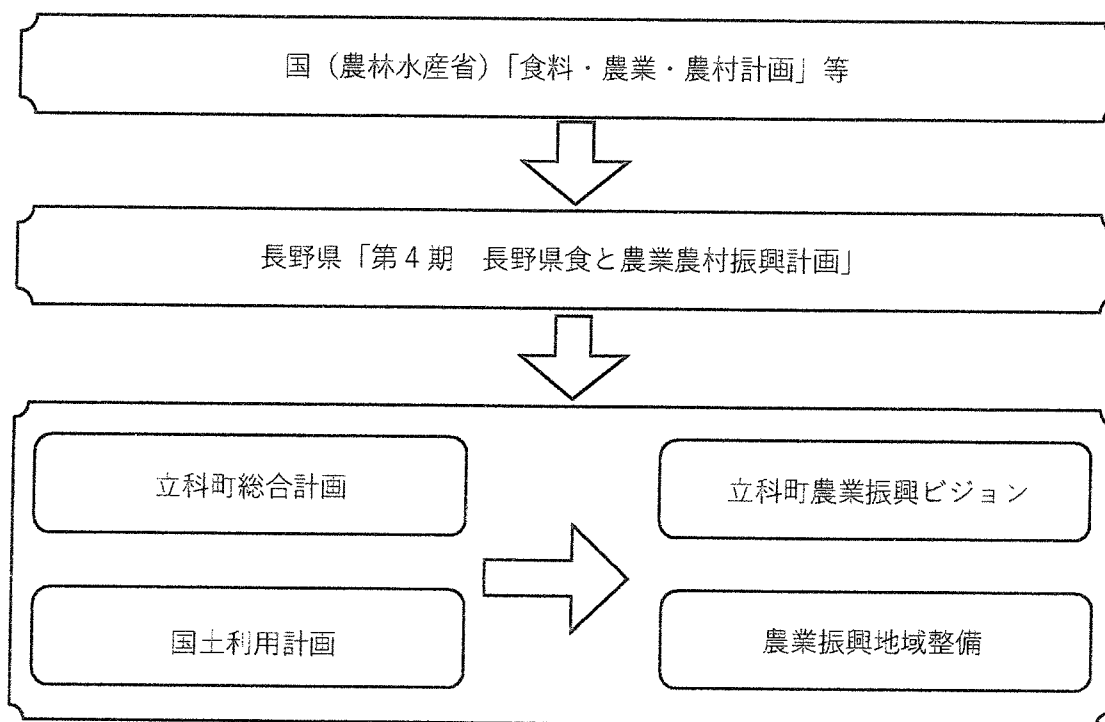
しかし、ロシアによるウクライナ侵攻を発端とする全国的な資材の高騰や経済状況の悪化による農畜産物の価格が不安定、消費者ニーズの多様化など、農家の負担が大きくなる中で、高齢化や人口減少による農業従事者の減少は、更なる負担の増加が懸念され、また、農地が適切に活用されないことに伴うふるさとの魅力の低減等、近年の農業構造の悪化や農地が本来持つ多様な役割を担うことができない状況はより深刻化しています。

このような、社会情勢や農業構造の変化をターニングポイントに、本ビジョンの策定により、当町の地域資源が本来もつ多様な役割を再確認し、様々な課題の克服と新たな農業への取組によって、より多くの人々が、当町の農村で行われる農業に関わりながら多様なライフスタイルを創造する必要があります。

(2) ビジョン策定の目的

本ビジョンは、当町の農業・農村の振興に向け、将来の目指すべき姿と具体的な目標を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 ビジョンの位置付けと計画期間



本ビジョンは、国の「食料・農業・農村計画」等や、長野県の「第4期長野県食と農業農村振興計画」との整合性を図りながら、当町の農業・農村の将来を見据え、具体的な施策及び目標を明らかにするため、近隣市町村や県全域を含めた周辺地域との連携や社会情勢の動向を反映させ、より実効性のあるものとし、推進していきます。

平成26年度（2014年度）から令和元年度（2019年度）までの6ヵ年計画を第1期とし、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5ヵ年計画を第2期として推進してまいりました。

令和7年度（2025年度）から始まる第6次立科町総合計画（以下「総合計画」という。）では、10年間を5年ごと前期・後期に分けて策定されることから、第3期では、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4ヵ年計画とし、総合計画の前期基本計画と一体的な推進を図り、施策の効果に関する事業評価等を踏まえ、本ビジョン最終年度の現状と社会情勢を鑑みながら次期ビジョンへの見直しを行っていきます。

また、第3期の進行管理は推進会議にて行い、大幅な社会情勢の激変や近年増加する災害等による農業への影響、国・県での動向により、概ね年1回の見直しの機会を経て、より効果的かつ実効性の高い施策推進のために改善していきます。

3 ビジョン策定における基本的視点

当町は、南に蓼科山を望み、北向きの緩斜面には湧水に恵まれた地理的環境や晴天率の高さや昼夜の寒暖差が大きい自然環境ですが、近年では令和元年の台風19号災害による河川の決壊や、日中の高温など、全国的な異常気象を発端とする気象災害は余談を許さない状況にあります。また、近隣都市である佐久市・上田市・松本市からのアクセスの良さや関東圏の都市部から最短で約1時間半といった立地条件は当町の魅力です。

そこで、当町の自然条件や立地条件と調和した農業の発展を図り、農業者を含めた町民全体で、暮らし続けることができる持続可能な農村づくりにむけた取組を行うことを基本的視点とします。

この基本的視点は、総合計画の目指す将来像である『人と自然が輝く町』の実現に向けた7つの基本目標のひとつである「地域資源と人材が価値を生み出す産業のまちづくり」との整合性が図られています。

4 町民の参画と協働による計画の推進

農業に係る施策は、地域経済社会と密接に幅広く関係しており、その推進には関係団体等との密接な連携が必要です。他地域と比較し優位的な地域資源や人材を有効に活用しながら、人口減少が地域経済の縮小に連鎖しないよう、農業経営を支援しつつ、農業者・農業団体・事業者等の主体的な参画と、農業者・町民・行政の協働により町全体が一体となって計画を推進していきます。

(1) 農業者（農家、農業法人、集落営農組織等）の役割

農畜産物の生産を通じ、食料の安定供給と農村資源の維持・保全等の役割を担います。

農業における経営方式はその農業者により多岐にわたりますが、家族経営から企業的経営体への構造転換を進めることで、安定的な農畜産物の供給や農地等の資源の維持・保全に資することとなります。また、市場調査により、新たな品目の導入や品質改善、農畜産物の安全性の確保などの新たな取り組みから、産業としての継続と雇用の創出は、当町の状況に適した農業の発展が期待されます。

(2) 農業団体（農業協同組合、都市農村交流団体等）の役割

農業者への支援だけでなく、農業者等とともに農村機能を維持・構築する役割を担います。

消費者の志向が多様化する中で、市場調査や農業全般の情勢を把握し、農業者の新たな取り組みの支援や農業者、消費者、農村コミュニティ、他地域・他産業との連携を生み出し、新たな6次産業化や農業・農村ビジネスの創出が期待されます。

(3) 農畜産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

農業者等と積極的な連携により、産地づくりや安全性の高い食品の供給、当町の農畜産物の利用促進、商品開発、町内外への情報発信を担います。

多様化する消費者ニーズの把握により、農業者等と連携して当町の農地等を有効活用するだけでなく、農畜産物等へ高付加価値を生み出すことで、地域経済の発展に寄与されることが期待されます。

(4) 町民の役割

農業者等と協調し、農地の保全や農畜産物の活用・周知、農村としての当町を支える役割を持ちます。

暮らし続けられる農村と持続可能な農業は、営農活動の充実と発展が必要であり、町民においては、自らが営農活動を行うことで、農業・農村の維持を担っていることや、営農活動を行っていない場合においても地消地産等多様な方法で貢献されていることを認識し、行動する事が期待されます。

(5) 町の役割

総合計画における将来像等と本ビジョンの基本的視点の実現に向け、各関係者に対し、効率的かつ実効性の高い施策の実施を目指します。

特に、本項で示す農業者や町民が主体的に参画され、協働されることを促すため、国・県・農業団体等と連携を密にし、的確な情報提供や技術・財政的支援を行うこととします。

また、各関係者の新たな取り組みに関しては、その取り組みに対して必要な知見や情報の提供を積極的に行い、その取り組みが円滑に実施されるよう協力していきます。

第2章 立科町の農業・農村の現状

1 立科町の人口と農家数

当町の人口は、平成7年（1995年）から減少が続いており、令和4年（2022年）には過疎地域の指定を受けました。第5次立科町振興計画では、令和6年（2024年）時点で7,000人とする人口目標を設定しましたが、人口数の回復は見込めず、現在も減少傾向にあります。

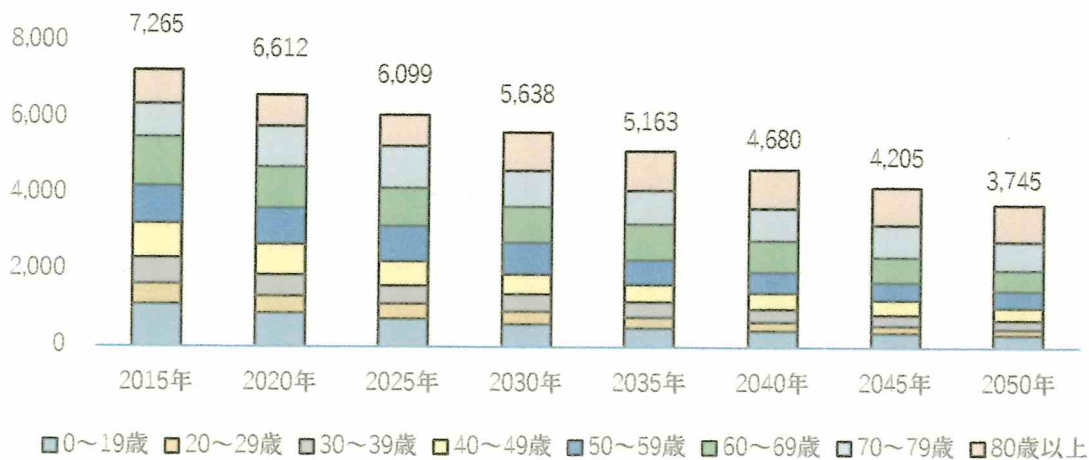
当町の人口の推移（図1）では、平成27年（2015年）から各年度同日（3月31日）時点の人口数を表していますが、毎年減少しており、平均で約107人ずつ減少して、令和2年（2020年）国勢調査の人口数からみた将来人口推計（図2）では、5年ごとに約10%ずつ人口数が減少しており、令和32年（2050年）には令和2年時点の人口数の概ね半数（約57%）まで減少する見込みです。年代別にみると、70代以上の割合が増加する一方、令和17年（2035年）には、40代までの各年代の構成比率が10%を下回るなど、少子高齢化の影響が窺えます。

立科町の人口の推移（図1）



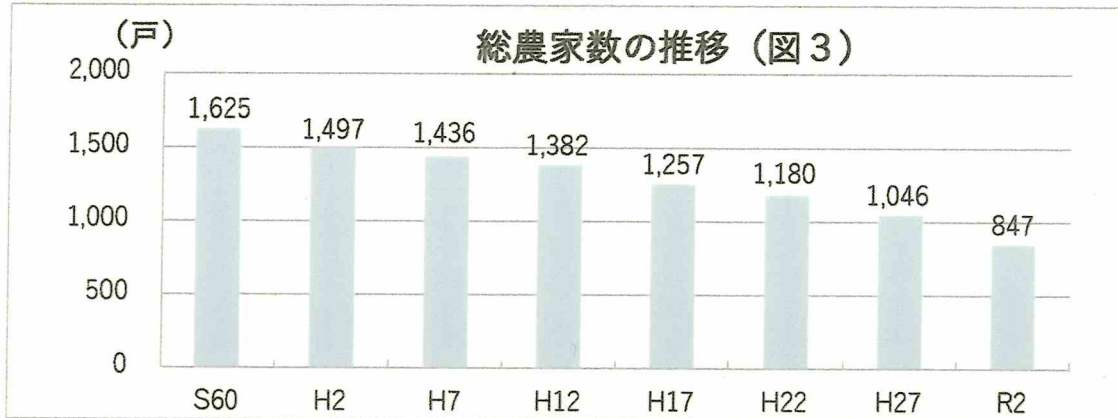
出典：町民課住民係

立科町の将来人口推計（図2）

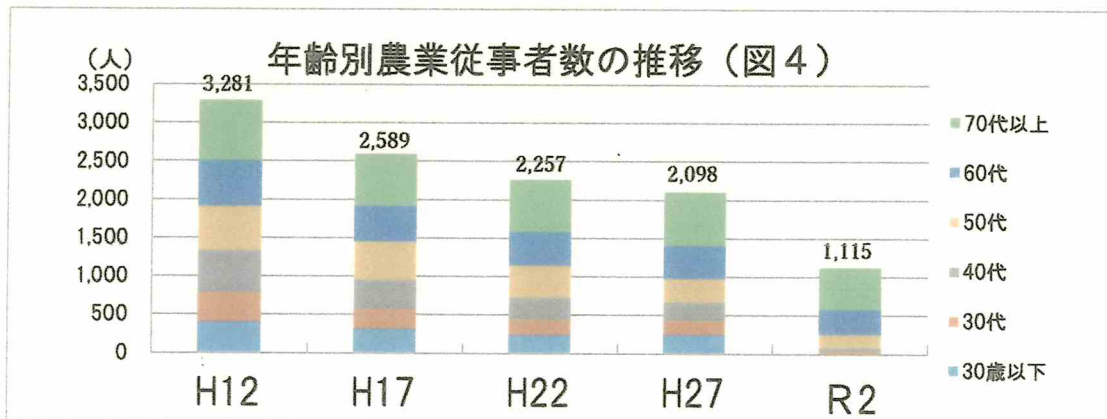


出典：国立社会保障・人口問題研究所

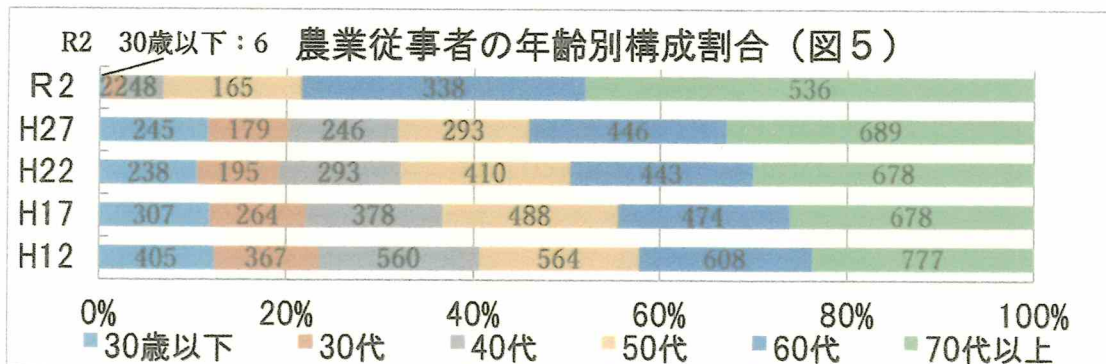
総農家数の推移（図3）をみると、昭和60年（1985年）と比較して、令和2年（2020年）には、約52%減少しています。年齢別農業従事者数の推移（図4）では、平成27年（2015年）と令和2年（2020年）を比較すると約半数まで減少しており、農業従事者の年齢別構成割合（図5）を見ると、令和2年には70代以上が約51%となることから、農業者の高齢化は特に顕著であり、将来人口推計で示されたとおりに人口減少が進んだ場合に、農家がいなくなることが危ぶまれます。



出典：農林業センサス



出典：農林業センサス



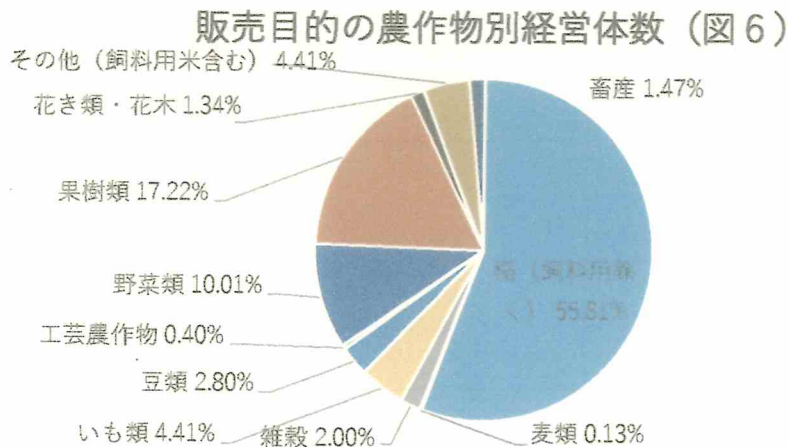
出典：農林業センサス

2 立科町の農業と農地

当町の主要な生産品目は、水稲で半数以上を占めており、次いで果樹類が多い状況です。粘土質の土壌と古くから行われてきた公共的事業による稲作の普及と当町特有の日照量の多さや昼夜の寒暖差が大きい気候特性が甘みの強い果樹の栽培に生かせることが要因と考えられます。（販売目的の農作物別経営体数（図6））

耕地面積の推移（図7）をみると、平成2年（1990年）には1,504haあったのに対し、令和2年（2020年）には639haまで減少しました。平成12年（2000年）以降、田及び樹園地の面積はほぼ横ばいに推移しているものの、畑作物の栽培農家が少ないことから、畑が減少傾向にあります。

耕作されなくなる一方で、耕地面積の減少に反比例して遊休荒廃農地の面積が増加しています。遊休荒廃農地面積の推移（図8）を見ると、特に畑の割合が大きいものの、令和元年に発生した台風災害の復旧工事に伴う遊休荒廃農地の解消により、令和3年（2021年）時点ではその面積が減少したため、現状維持又は更なる解消が必要不可欠です。

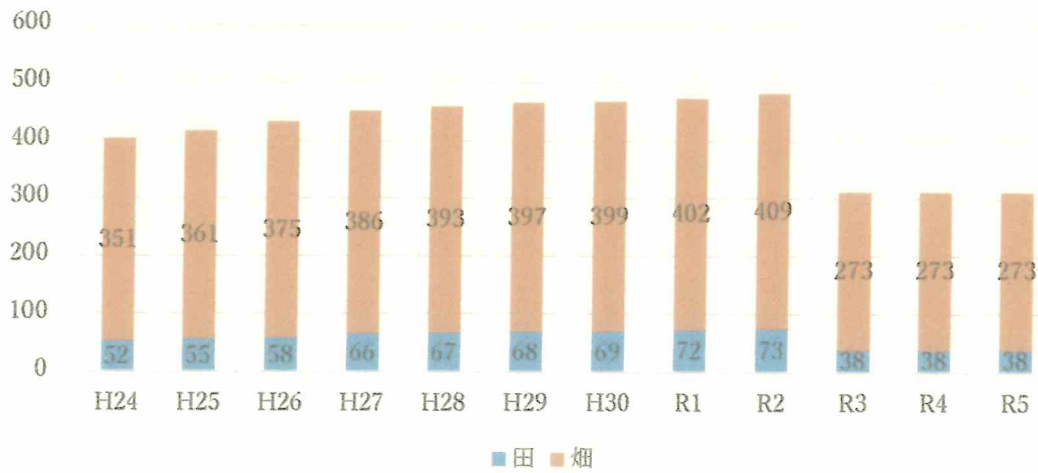


出典：農林業センサス



出典：農林業センサス

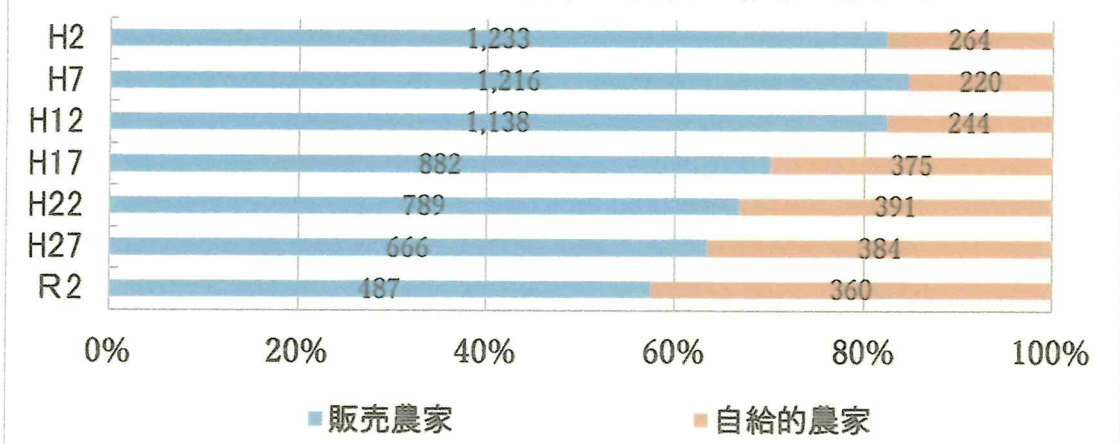
荒廃農地面積の推移 (ha) (図8)



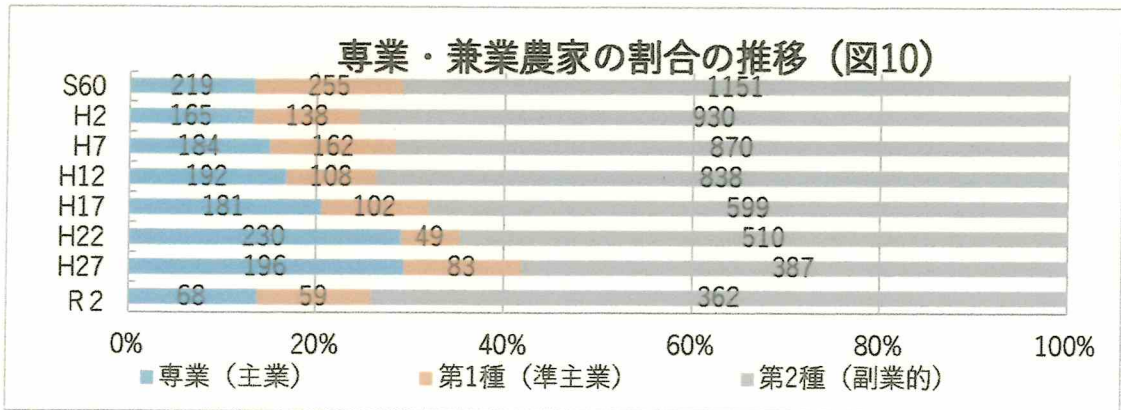
出典：農業委員会調査

農家における経営の状況では、販売農家と自給的農家の割合の推移（図9）をみると、令和2年（2020年）時点では、ほぼ1：1です。専業・兼業農家割合の推移（図10）では、専業農家（主業経営体）の割合が最も高い平成27年（2015年）には、29.5%でしたが、令和2年（2020年）には13.9%まで落ち込むなど、その割合は激減しており、佐久管内市町村との比較（図11）を見ると他市町村と比較して専業農家（主業経営体）の数は特に低い状況です。

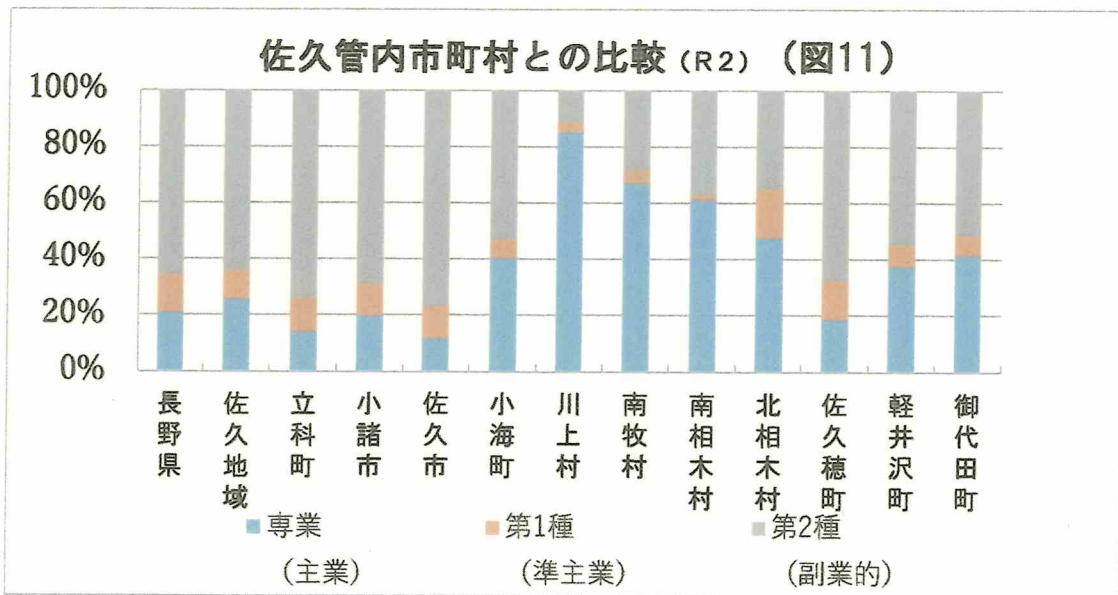
販売農家と自給的農家の割合の推移 (図9)



出典：農林業センサス



出典：農林業センサス



出典：農林業センサス

【用語①】

専業：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家

第1種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、農業所得を主とする農家

第2種兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、農業所得を従とする農家

【用語②】

主業経営体：世帯所得の50%以上が農業所得で、1年間のうち、60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体：世帯所得の50%未満が農業所得で、1年間のうち60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体：1年間のうち60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

第3章 ビジョンの方向性

1 立科町農業・農村の目指すべき姿

これまで、当町の農業は、豊かな自然の恩恵を受けながら、先人の努力と創意工夫により広く繁栄してきました。しかし、世界情勢の悪化による物価高騰や都市部一極化に伴う人口減少と高齢化、温暖化を始めとする急激な気象変化などを原因に、第一次産業を取り巻く社会状況は大規模に変化しており、当町においては、農業人口と生産額の減少は顕著です。

平成26年に策定された第1期農業振興ビジョン及び令和2年策定の第2期農業振興ビジョンでは、「暮らし続ける農村づくり」を柱に町全体での対策を実施してきました。

引き続き、第3期ビジョンにおきましても農村づくりに向けた施策を実施していきます。

令和7年4月、立科町総合計画と農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下：地域計画という。）を策定したことから、当町の営農環境の魅力と農業に携わる町民の努力だけによらず、農地の維持による農村の魅力の維持と、農業の裾野拡大のため、生産者の確保を町として、広くかかわっていく必要があります。

したがって、立科町の農業振興のために、農業者と農業関係団体、農業振興施策に係る全ての町民と町が、相互に連携を取りつつ、協働により自然豊かな農村の維持のために、次のことを目指すべき姿として設定します。

【目指すべき農業・農村の姿】

- 現在、農業を行う者だけでなく、新たに就農する者や企業的経営体、集落営農組織がそれぞれの立場において、農業を行うことで、農村としての原風景を維持しつつ、高品質な立科町の農畜産物を生産している姿を目指します。
- 立科町の農畜産物とその加工品の魅力を高めるため、消費者ニーズに対応しつつ、安全・安心の確保など、生産者と消費者に信頼関係により結びつき、他の生産地と比較して、優位性をもって支持・購入される姿を目指します。
- 町内の観光・宿泊施設や直売施設において、多様な立科町の農畜産物が利用・販売され、地消地産の関係が成り立っている姿を目指します。
- 農村の維持のため、地域外・町外の外部人材の入作や就農による進出に対し、閉鎖的な風潮によらず、双方が互いに尊重し合いながら、豊かな自然に恵まれた農村の姿を目指します。
- 地域住民による組織や集落営農組織等、多くの町民の協働により、農地・農村の保全を担うことで、町への愛着が生まれ、暮らし続けられる農村を目指します。

2 基本目標・基本方針

前述した「第2章 立科町の農業・農村の現状」から、立科町の農業が抱える課題は、迅速な解決が求められ、目指すべき姿の達成に向け、「町全体がいきづく（息づく、活き・着く）農村づくり」を基本目標に設定し、推進します。

また、基本目標達成に向け、以下の基本方針に沿った施策を実施していきます。

【基本方針】

(1) 次世代を見据えた農業振興の仕組みづくり

地域農業の維持継続のため、実態に即した支援施策等の検討・実施を行う必要があります。特に本ビジョンに示す基本方針や各種施策は、町の農業の方向性を示すものであることから、継続的に農業・農村の実態把握に努め、情報収集し、施策等へ反映していきます。

(2) 適正な農地利用と農業経営の推進

「農地利用」と「農業経営」は、農村づくりにおいて、密接にかかわっており、どちらも欠けることなく地域内で安定的に行われるものでなければなりません。農業に係る全ての関係者が協働により、継続的に農村づくりが進められるよう様々な支援を検討・実施していきます。

(3) 担い手確保と農業者の総合的支援

農業者は依然減少傾向にあり、農業者の減少は地域農業の維持継続において、大きな課題です。今後も就農者の発掘と支援を強化し、家族経営等における経営移譲や個人によらない地域による農業の継続を支援しつつ、認定農業者制度の充実を推進します。

(4) 都市農村交流事業の促進と、交流施設の活用

長野県は移住したい県に選ばれており、特に東信地区は移住者が多い傾向にあります。農業に興味を持つ移住者も一定数いることから、都市農村交流事業の促進と交流施設の活用により、都市生活者と地域住民の交流を促し、あらゆる形態で町や地域と関わりを持つことで、移住だけでなく就農へと導き、農村づくりに繋がる仕組みを検討・実施します。

第4章 4年間で実施する計画の推進に向けて

1 計画の推進について

第3章に記載した基本目標及び基本方針に従って、その達成に向けた具体的施策と指標を設定します。

設定した具体的施策は、関連した課題の規模や目標の重要度、緊急性の程度、他施策への影響等総合的に判断し、「重要施策」と設定し、より集中的に取り組んでいくこととします。

2 基本方針に関する具体的施策

(1) 次世代を見据えた農業振興の仕組みづくり

○農業・農村の実態把握

重要施策

町は、農業・農村の実態を把握し、実効性のあるビジョンに反映させるため、農業従事者や農業団体等に対し、定期的な情報収集を実施し、それぞれの農業形態や経営環境をきめ細かく把握することで、農業形態ごとの目標設定や支援施策への反映・推進を行います。

○農業振興推進会議におけるビジョンの進捗管理

町は、農業振興推進会議を開催し、農業・農村の実態把握の状況から、町内における営農状況について分析し、農業形態ごとの目標値の設定や今後の施策の方針と本ビジョンの内容について見直しを行います。

〈達成指標〉

項目	具体的施策	第3期達成指標 (R11)
農業・農村の実態把握	地域計画における話し合いでの実態把握	毎年実施
農業振興ビジョンの進捗管理	農業振興推進会議の開催	年2回の開催
	農業振興ビジョン策定委員会の開催	最終年に開催

(2) 適正な農地利用と農業経営の推進

○適正な農地利用の推進

農地を農業生産に継続して利用し、遊休化させないことを基本とし、農地法などで定められたルールに従って、農業の持続的な発展と食料供給の安定を図られるよう推進していきます。

○地域農業を担う者への農地の集積・集約

農村機能の維持において、農地の農業での利用が特に推奨される利用方法として、農業委員会と連携し、地域農業を担う者への農地の売買や貸借により、農地の集積・集約を進めるほか、地域計画に基づき、耕作農地の団地化を併せて進めていきます。

○有害鳥獣被害対策への推進

重要施策

農作物への鳥獣被害は、収量の減少等、農業経営に打撃を与えるほか、一度被害を受けるとその農地での耕作を諦めることにも繋がり、遊休荒廃農地の増加にも関わります。鳥獣被害の減少に向けた対策を関係団体と検討・強化しつつ、遊休荒廃農地の減少に向けた取組・支援を実施します。

〈達成指標〉

項目	具体的施策	第2期 実績値 (R6)	第3期 達成指標 (R11)	総合計画 との関連施策
適正な農地利用の 推進	遊休荒廃農地の 面積	354ha	300ha	・農業所得増加の支 援
地域農業を担う者 への農地の集積・ 集約	農地の集約率	32.1%	70%	・担い手の確保・育 成 ・農業所得増加の支 援
	地域計画の計画 農地の集約率	46.8%	70%	
有害鳥獣被害対策	猟友会員の確保	第1種等：17名 わな等：14名	第1種等：25名 わな等：25名	・農村環境の保全と 農村の価値の発信
	ニホンジカの駆 除（捕獲）数	352頭	200頭	

(3) 担い手確保と農業者の総合的支援

○新規就農者の支援と育成

重要施策

就農形態に合わせたプログラムを検討することで、移住施策と並行した就農支援を行うことで、円滑な農業経営の開始を促すとともに、県の新規就農支援事業により新規就農者への情報発信とともに、農業協同組合と連携して円滑な経営開始・経営移譲に向けた情報発信を実施します。

○認定農業者の確保の推進

認定農業者は、地域計画における担い手となるほか、農地中間管理機構を活用した貸借等において、必須条件であることから、農業関係団体と連携して普及啓発活動を実施し、町独自の支援施策を検討します。

○集落営農組織等の設置・支援

重要施策

地域の農地を守る仕組みとして、営農に限らず、農地の保全管理や新規就農者等の受入れ、地域計画における地域会議の場としての役割を担う地域内の農業団体として、設立と運営の支援を実施します。

〈達成指標〉

項目	具体的施策	第2期 実績値 (R6)	第3期 達成指標 (R11)	総合計画 との関連施策
新規就農者の 支援と育成	新規就農者数	累計 14 人	累計 20 人	・担い手の確保・ 育成
認定農業者の 登録推進	認定農業者数	個人：70 名 法人：11 団体	個人：75 名 法人：15 団体	・農業所得増加 の支援
集落営農組織 等の設置・支援	地域の団体の設 立数	累計 4 団体	累計 3 団体	・担い手の確保・ 育成 ・農業所得増加 の支援
	多面的機能支払 交付金事業活動 組織数	8 活動組織	8 活動組織	
	中山間地域農業 直接支払事業協 定集落数	23 協定集落	19 協定集落	

(4) 都市農村交流施設の活用

○交流促進センターの充実

都市農村交流事業で利用してきた交流促進センターは都市部の学生を中心に年間約 5,000 人の利用がありましたが、コロナ禍からその利用は大幅に減少しており、新宿区民の利用があるものの、最盛期の半数程度まで、落ち込んでいます。利用者数増加に向け、交流事業の充実と周辺都県の学校・企業等への PR 活動を実施します。

○クラインガルテンの運営

当町のクラインガルテンは、利用希望人数から、都市生活者にとって魅力ある施設です。本施設だけでなく、町の魅力を提供するプログラムを用意し、利用期間が終了した後に、町への移住・定住となるよう、情報提供を関係機関とともにを行います。

〈達成指標〉

項目	具体的施策	第2期 実績値 (R6)	第3期 達成指標 (R11)	総合計画 との関連施策
交流促進センターの充実	交流促進センター 年間利用者数	2,986 人	3,000 人	・農村環境の保全と農村の価値の発信
クラインガルテンの運営	クラインガルテン 延べ利用者数	累計 99 人	累計 120 人	

立科町農業振興ビジョン

【第1期】平成26年2月

【第2期】令和2年10月

【第3期】令和8年3月

立科町農業振興ビジョン策定委員会

事務局 立科町 産業振興課

長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

電話：0267-56-2311（代表）

0267-88-8408（直通）

FAX：0267-56-2310

メール：nousei@town.tateshina.nagano.jp